

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
|  | <p>号外</p> <p>昭和34年4月1日</p> <p>第3種郵便物認可</p> | <p>定価1部2円</p>  | <p>No.2525</p> <p>2019年</p> <p>9月12日</p> | <p>県人勧の改善勧告<br/>に向け、17日に<br/>第1弾・人事委員<br/>会職員課長交渉！<br/>要求前進に向けて<br/>県職労に結集を。</p> |
|   |  | <p>発行所</p> <p>盛岡市内丸10番1号</p> <p>岩手県庁内</p> <p>岩手県職員労働組合</p> |  |  |

## 2019県人勧闘争③

# 人事委員会交渉スタートへ！

## 9.17 職員課長交渉で勧告姿勢質す 職員の踏んばりに報いる勧告を！人事委員会は職員の声を聞け！

岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、8月21日提出した2019県人勧要求書に対する検討状況を質すとともに、現場で踏んばる職員に報いる改善勧告実現に向けて、9月17日職員課長交渉を皮切りに、交渉をスタートさせる。9月17日の交渉課題は以下のとおり。人事委員会は職員の切実な訴えを受け止め、改善勧告を行うべきだ。9月25日の事務局長交渉をヤマ場と設定する。人事委員会の見解次第では、更なる闘争配置も検討する。組合員の結集をお願いする。

|   |
|---|
| <h3>交渉日程</h3> <p>9月17日(火)人事委員会職員課長交渉</p> <p>9月25日(水)人事委員会事務局長交渉<br/>(ヤマ場と設定)</p> <p>10月1日(火)人事委員長交渉(最終局面)</p> |
|---|

## ①月例給・一時金 月例給は全世界の改定を・一時金は国並み上げを

人事院勧告（右表）では、賃上げ幅は昨年より大幅に減速したが、6年連続の引上げ勧告となった。しかし、月例給は初任給（大卒1,500円、高卒2,000円）をはじめ30歳代前半層までの改定年度とほぼ同様の引き上げにとどまり、中高年齢層への配分は見送りと全世界が実感できる改善とは程遠い。さらに、物価高に加え消費増税では生活は苦しくなる一方であり、大幅な賃上げ実現が求められる。一時金は、国では0.05月の引き上げとなったものの、岩手で同様の引上げが実現できるか焦点。人材確保の観点からも最低限国と同水準レベルに向けた賃金改善が不可欠だ。

|     |  |
|-----|--|
| 月例給 | <ul style="list-style-type: none"> <li>官民較差 387円 (+0.09%)<br/>(俸給 344円、はね返り(諸手当等) 43円)</li> <li>初任給は大卒1,500円、高卒2,000円引き上げ。30歳代前半まで引き上げ。</li> </ul> |
| 一時金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>4.45月⇒4.50月 (+0.05月)</li> </ul>   |

## ②高齢層職員の勤務意欲策 人事委員会は主体的に改善策を示すべき

2019年度から給与制度の総合的見直しの現給保障が廃止され、高齢層職員の中には今年度から月例給与が引き下げとなる方が生じた。地公共闘では、交渉前の事務折衝において、現給保障対象者の影響額・引き下げ対象者の検証とともに、人事委員会が主体的に改善策を示すよう求めてきた。〔裏面に続く〕

昨年度の人事委員会との交渉では、熊谷人事委員長から「人事委員会でも何等かの対応ができないか検討するし、任命権者でも十分に検討いただきたい」との回答を得た経緯がある。度重なる中高年齢層に対する賃金抑制の勧告をした以上、中高年齢層職員に対する改善策も考慮すべき。昨年度の人事委員長の回答が“空手形”とならないよう、人事委員会の主体的対応を求めていく。

### ③通勤手当 交通用具利用距離区分新設・改定を

昨年の交渉では、交通用具利用に係る通勤手当の改善に関し、熊谷人事委員長から「遠距離通勤の実態や他県の動向を踏まえ、引き続き検討しなければならない課題」と言及させたものの、結果として改善勧告されなかった。当県の通勤手当の最大距離区分は65 kmであるが、昨年の人事委員会報告では217人が65 km以上の通勤を強いられており、更なる負担解消が必要となる。さらに、昨年度は宮城県(72 km⇒80 km)・福島県(80 km⇒95 km)で距離区分が拡大され、当県の距離区分上限は他県よりも大幅に劣る状況に。震災復興関連で高速道路網が発達しているほか、家族の都合で遠距離通勤せざるを得ない状況が続いており、喫緊の課題だ。遠距離通勤を強いられる実態を訴え、70 km以上の距離区分の新設を強く求めていく。併せて、ガソリン価格の動向を踏まえた改善も継続課題となっている。高速道路利用や、交通機関と交通用具を併用して通勤(パーク&ライド)をしている場合の駐車場料金などの改善も課題。人事委員会も通勤手当は費用弁償の側面を有するとしており、改善勧告を求めていく。

### ④住居手当 国追隨の勧告させない・実態改善の引上げを

県人勧闘争の最大の焦点は、国人勧された住居手当の見直しである(2020年4月～)。国の住居手当見直しは、国公舎料の引き上げに対応し、家賃負担が低い層を引き下げ、その原資を用いて最高支給上限額を引き上げるもの(右図)。右表は、家賃月額の詳細な影響額の試算と当県の構成比(2018年度地公調調査結果を基に試算)だ。国人勧と同じ見直しとなった場合、6割超が引き下げの対象となり、その多くが2,000円の引き下げの影響を受ける。一方で、見直しによる引上げ対象は4割弱。この見直しが強行されれば、賃金水準が低い若年層はもとより、あらゆる年代への影響も計り知れない。しかし、昨年度、熊谷人事委員長が「国との均衡を検討する必要がある。国の引上げがある場合には引上げ検討の余地がある」と示していることから、安易に国と同様の勧告をすることへの警戒が必要だ。「まやかし」の国追隨の住居手当見直しを断固許さず、家賃高騰や自己負担解消の観点での県独自の改善勧告を求めていく。

| 現行         |                         |
|------------|-------------------------|
| 区分         | 手当額                     |
| 12千円超～23千円 | 家賃額－12,000円             |
| 23千円超～55千円 | (家賃額－23,000円)／2＋11,000円 |
| 55千円超      | 27,000円                 |

↓

| 改定後        |                         |
|------------|-------------------------|
| 区分         | 手当額                     |
| 16千円超～27千円 | 家賃額－16,000円             |
| 27千円超～61千円 | (家賃額－27,000円)／2＋11,000円 |
| 61千円超      | 28,000円                 |

【事例1】月額家賃45,000円の場合  
 ○現行＝(45,000円－23,000円)／2＋11,000円  
 ⇒22,000円 …(A)  
 ○改定後＝(45,000円－27,000円)／2＋11,000円  
 ⇒20,000円 …(B)  
 (B)－(A)＝▲2,000円(引き下げ)

【事例2】月額家賃60,000円の場合  
 ○現行＝27,000円(上限) …(A)  
 ○改定後＝(60,000円－27,000円)／2＋11,000円  
 ⇒27,500円 …(B)  
 (B)－(A)＝＋500円(引き上げ)

※1 家賃月額59,200円以上の場合に引き上げ対象も、58,000円台以下は引き下げ対象に。  
 ※2 経過措置(▲2,000円以上)対象は15,000円台～26,000円台にとどまる。

| 家賃月額           | 影響額            | 構成比   |               |
|----------------|----------------|-------|---------------|
| 15,000～23,000円 | ▲2,100～▲4,000円 | 0.5%  | 引き下げ<br>63.1% |
| 23,000～27,000円 | ▲2,100～▲3,900円 | 0.3%  |               |
| 26,900～55,100円 | ▲2,000円        | 47.2% |               |
| 55,200～57,100円 | ▲1,000～▲1,900円 | 7.1%  |               |
| 57,200～58,900円 | ▲100～900円      |       | 引き上げ<br>36.9% |
| 59,000～59,100円 | ±0             | 8.0%  |               |
| 59,200～60,900円 | 100～900円       | 7.1%  |               |
| 61,000円～       | 1,000円         | 29.8% |               |

### ⑤休暇制度の拡充 少子高齢化対策のため先駆けて改善を

「学校行事参加のための特別休暇の創設」、「不妊治療に係る休暇制度の充実」をはじめ、家族の看護等や介助の休暇の新設、部分休業の拡大(小学校修学以降も対象する)を求めていく。とりわけ、不妊治療に係る休暇制度は先進県の動向を踏まえ導入を求めていく。